

写

29東監発第45号  
平成30年3月2日

東村山市長 渡部 尚 様  
東村山市教育長 森 純 様  
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 赤木 盛一  
東村山市監査委員 飯田 武夫  
東村山市監査委員 熊木 敏己

#### 財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象

財政援助団体	公益社団法人東村山市体育協会
担当所管課	教育部市民スポーツ課
監査の範囲	平成28年度及び平成29年度(平成29年4月1日から平成29年11月30日)に執行された補助金に関する事務及び当該事務の執行

## 第3 監査の着眼点

「財政援助団体」

- (1) 補助金の交付申請及び申請時期は適切か
- (2) 補助金に係る会計経理は適正か
- (3) 補助金の使途は適正か
- (4) 補助金事業はその目的に沿って適正に行われているか
- (5) その他財務及び事務事業に関する必要事項

「担当所管課」

- (1) 補助決定は適正か
- (2) 補助額及び交付時期は適切か
- (3) 実績報告は確実に行われているか
- (4) 交付団体への指導監督は適切に行われているか

## 第4 監査の主な実施内容

監査対象の財政援助団体及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成29年12月1日から平成30年2月23日まで

実施内容	実施場所	日 程
説明聴取	監 査 室	平成30年2月16日
講 評	監 査 室	平成30年2月23日

## 第6 監査の結果

財政援助団体の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

### 1. 財政援助団体の名称

公益社団法人東村山市体育協会

### 2. 設立及び目的

昭和39年12月1日	東村山市体育協会設立
平成16年4月6日	社団法人東村山市体育協会設立
平成24年4月1日	公益社団法人東村山市体育協会に移行

東村山市における体育・スポーツを振興し、市民の体力向上と健康の増進及びスポーツ精神の涵養並びに市民相互の融和を図るとともに、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

### 3. 事業内容

- (1) 各種スポーツ大会・スポーツ教室・講習会等の企画及び運営に関すること。
- (2) 各種スポーツ指導者等の養成、登録及び派遣に関すること。
- (3) スポーツ情報の収集及び市民への提供に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成と相互間の連絡、調整に関すること。
- (5) 各種スポーツ大会への選手及び役員派遣に関すること。
- (6) 各種スポーツの優秀者及び社会体育発展のための功労者の表彰に関すること。
- (7) 体育・スポーツに関し、東村山市及び体育・スポーツ機関との連携及びその施策への協力に関すること。
- (8) 市から受託するスポーツ振興事業及び体育・スポーツ施設の管理運営。
- (9) スポーツの科学的指導と実施に関すること。
- (10) その他、目的を達成するために必要な事業。

### 4. 組織

会員数は10,168人、40団体（平成29年3月31日現在）

組織は、理事12名、監事2名、理事のうち2名を代表理事（会長）、（副会長）及び2名を常務理事とし、また、事務局長以下7名（平成30年2月23日現在）の職員を置いている。

## 5. 会計

会計区分は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計である。

## 6. 市との関係

市は、東村山市補助金等の予算の執行に関する規則に基づき、補助金を交付している。

平成28年度 31,133,445円（決算額）

平成29年度 36,931,000円（概算交付決定額）

## 7. 補助対象事業等の概要

### (1) 収入および支出

収入の主なものは、市、東京都体育協会からの補助金や委託金及び会費であり、支出は、人件費、事業費及び事務費が主なものである。

(単位:円)

項 目	平成28年度（決算額）
収 入 (A)	54,929,564
市からの収入 (B)	43,663,445
構成率 (B/A×100)	79%
補助金	31,133,445
受託事業	12,530,000
都体協からの収入 (C)	4,870,000
構成率 (C/A×100)	9%
都体協補助金	170,000
都体協受託事業	4,700,000
他の収入 (D)	6,396,119
構成率 (D/A×100)	12%
会費収入	2,558,000
収益事業	3,767,201
その他	70,918
支 出	54,907,057

### (2) 市補助金の交付及び受託事業の状況

(単位:円)

項 目	平成28年度（決算額）
補助金対象	31,133,445
1 人件費補助	25,085,445
2 事業費補助	2,754,000
3 事務費補助	3,294,000
受託事業	12,530,000
1 スポーツ教室	2,853,000
2 市民体育大会	2,729,000
3 市民体育大会総合開会式	160,000
4 みんなで走ろう会	158,000
5 運動公園管理事務所窓口管理事務	5,826,000
6 屋外体育施設整備	804,000

## 8. 指摘・要望事項

### (1) 指摘事項

- 代休処理の管理について

休日の半日時間外勤務における代休を2回、一日分取得していたものがあつた。東村山市体育協会就業規則に基づき適正に処理されたい。

### (2) 意見・要望事項

#### ア 組織の継続的な運営について

体育協会事務局職員の年齢構成において、現在、7名中、局長他、職員2名合計3名が、平成31年度に定年退職を迎える。設立目的に沿った事業運営を継続的に進めるに当たり、次代を見据えた後任の育成に努められたい。

#### イ 体育協会と市民スポーツ課の連携について

市民スポーツ課は、体育協会が自律した運営を行えるよう連携を図り、必要な支援をなされたい。